

I P時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書（案）に対する意見

氏名： 代表取締役社長 孫 正義

所属団体名又は会社名： ソフトバンク BB 株式会社

住所： 東京都港区東新橋 1 - 9 - 1

氏名： 代表取締役社長 孫 正義

所属団体名又は会社名： BB テクノロジー株式会社

住所： 東京都港区東新橋 1 - 9 - 1

ページ	P. 22
章番号	第1章
項番号	4 - 2 (2) (B) 080/090番号、070番号
ご意見等	<p>080/090番号利用時には、「低廉なコストの回線に着信した際には、利用者利益の確保の観点から、高止まりの課金とはせず、着信先に応じた低廉な料金を課す着信網別柔軟課金を前提とすることが適当」なっていますが、下記の理由により、現状での当該条件の付与を確定すべきではないと考えます。</p> <p>当該課金方法を定めなくとも、サービス競争によりユーザー利益となるよう各社多様な商品及び低廉な料金を実現するものと想定されます。</p> <p>なお、料金自由化されている他サービスに比べ、FMCサービスに料金規制することはバランスに欠くものと考えます。</p>
理由	<p>料金は、料金設定を行う事業者の重要な事項であり、市場の競争に委ねるべきものと考えます。</p> <p>必ずしも着信網コストとユーザー料金との関係は明確ではないと考えられること。</p> <p>料金が高止まりするといった問題が顕在化していないにも関わらず規制することは、料金自由化から逆行するものと考えます。</p> <p>着信網別柔軟課金を導入した場合、発信時に料金が分からないこと及び通話の都度異なった料金が課金され、どれが本来の料金が判定できないことといった少なからずユーザーに混乱が生じる可能性があり、さらなる検証の上での導入が必要。</p>

ページ	P. 27 ~ 28
章番号	第1章
項番号	5 事業者間の公平性
ご意見等	新規FMC用番号の利用であっても、公平性の確保について注意が必要。
理由	060番号をUPTとして既に指定を受けている事業者もあることから、NTT 網改造費用の負担等で指定済みの番号の利用による優位性が生じないよう注意が必要。

ページ	P . 3 1
章番号	第 1 章
項番号	6 - 2 ウ その他の検討課題
ご意見等	「ユニバーサルサービス負担金の算定方法等にも影響が生ずると考えられる。」 F M C 番号の負担の在り方について、負担の公平性を考慮した議論を行っていただきたいと考えます。
理 由	新規 F M C 番号を負担対象とした場合、既存サービスの組み合わせで提供する形態では、既に既存サービスの番号で負担が発生していることから、重複した負担となります。 また、既存番号による F M C サービスの提供の場合、F M C 番号としても負担が必要かどうかといった検討事項があります。 更に、新規 F M C 番号と既存番号による F M C とで負担の扱いを変えると、同一サービスで番号によって差が生じることから競争条件の中立性に影響が生じる恐れがあります。

ページ	P . 4 4
章番号	第 2 章
項番号	4 まとめ
ご意見等	「NTT東西において、まずは1XY番号を新規サービス（加入電話及びISDNサービス以外のサービス）の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いることとすることが適当である。」の報告書案について賛成します。
理 由	今回のアンケートで桁数効果が証明されたことから、独占状況にある固定電話からの移行先であるブロードバンドサービス等の受付に1XYを利用することは、同じブロードバンドサービス等を提供する競争事業者との競争条件の同等性が担保されているとはいえないため、当該広告を行わないことは適当だと考えます。

ページ	P . 5 4
章番号	第 3 章
項番号	3 - 2 まとめ
ご意見等	「1XY番号を2番号（市町村と都道府県）付与することが適当」都道府県に対して番号の割り当てるのであれば、その必要性を明確にすべきと考えます。
理 由	都道府県の番号利用意向が明らかでない。 現状の問い合わせ件数や今後の窓口の開設計画が不明。

ページ	P . 6 6
章番号	第 4 章
項番号	3 - 3 その他
ご意見等	「 0 A 0 番号については、確実に着信転送サービスの個々の利用者からの発信であることが確認できる場合に限って、GWなどで既存電話網発信に用いた回線の番号を通知することも考えられる」との報告書案に賛成です。
理 由	地理的識別性等に問題がない 0 A 0 が表示できることは、発信者の識別ができることでお客様にとって利便性が高まることが予想されます。

ページ	P . 6
章番号	おわりに
項番号	-
ご意見等	「事業者の利益に直結する課題について、関係事業者が参加する研究会において中立的に議論し、結論を得ることは、自ずと限界があると考えられる」ことから、「番号政策について検討する常設の場を新たに設け、適切に検討」することについて賛成します。 ただし、新たな場においては、電気通信サービスの発展のため、適宜関係者の意見招集が行われること及び透明性のあるオープンな場で議論を行い、議事録や資料等が引き続き公開されることが必要と考えます。
理 由	